平成２２年（フ）第７６号
奈良市法華寺町478番地の１
債務者　杉浦　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｂ―426号
債務者　森久保清香（旧姓福原）
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
奈良市あやめ池南１丁目３番30号
債務者　山東眞知子（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
奈良市五条畑１丁目１番10号
債務者　仲城　勝裕
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５０号
名古屋市中村区森末町１丁目25番地の１　伸和荘１階Ａ号
債務者　諏訪由梨香
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０６号
名古屋市緑区黒沢台２―113　三高荘７号、住民票上の住所愛知県豊明市大久伝町南６番地６
債務者　本庄美由紀
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
福島県いわき市中央台鹿島３丁目54番地の12、住民票上の住所福島県いわき市錦町鳥居西30番地の４
債務者　長江剣一郎
１　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２３０号
熊本市南千反畑町９番19号　ハイム熊谷102
債務者　仁科　友里
１　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９４号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第15地割91番地11、住民票上の住所盛岡市中屋敷町４番47号
債務者　斉藤権四郎
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５６号
盛岡市東中野字五輪27番地７　メゾン石川203号
債務者　柏﨑絵理子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８２号
盛岡市永井25地割29番地21
債務者　上村　洋樹
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６号
福島県会津若松市慶山１丁目３番26号
債務者　小田島　幸
１　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
名古屋市名東区猪高台２丁目426番地　第１名正ハイツ１Ａ号
債務者　西川　　亮
１　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０４号
福岡市城南区茶山４丁目17番14―202号
債務者　長野　夕子（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６４号
福岡県朝倉郡筑前町依井448番地１パインコート依井Ｂ111号
債務者　石丸　康敏
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７号
福岡市西区今宿１丁目23番３―603号
債務者　藤原亜由美（旧姓小崎）
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４号
福岡市博多区美野島１丁目８番18―１号
債務者　天津　孝裕
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５７号
福岡市城南区片江４丁目19番１―403号
債務者　松尾　恭子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部